

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 22 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成 15 年岩手県規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(鳥獣の捕獲等の許可等の申請)</p> <p>第 2 条 法第 9 条第 2 項の申請は、<u>鳥獣捕獲等許可申請書(様式第 1 号)</u>により行わなければならない。</p> <p>2 法第 9 条第 8 項の申請は、<u>従事者証交付申請書(様式第 2 号)</u>により行わなければならない。</p> <p>(狩猟免状等の住所等変更の届出)</p> <p>第 3 条 法第 46 条第 1 項若しくは第 61 条第 4 項又は省令第 7 条第 10 項若しくは第 11 項、第 15 条第 6 項、第 20 条第 5 項、第 24 条第 5 項若しくは第 42 条第 5 項の届出は、<u>狩猟免状等住所等変更届(様式第 3 号)</u>により行わなければならない。</p> <p>(狩猟免状等の亡失の届出及び再交付の申請)</p> <p>第 4 条 省令第 7 条第 12 項若しくは第 13 項、第 15 条第 7 項、第 20 条第 6 項、第 24 条第 6 項、第 42 条第 6 項、第 50 条若しくは第 65 条第 10 項の届出又は法第 9 条第 9 項、第 15 条第 7 項、第 19 条第 6 項、第 24 条第 6 項、第 35 条第 8 項、第 46 条第 2 項若しくは第 61 条第 5 項の申請は、<u>狩猟免状等亡失届・狩猟免状等再交付申請書(様式第 4 号)</u>により行わなければならない。</p> <p>(指定猟法禁止区域内の指定猟法の許可の申請)</p> <p>第 5 条 法第 15 条第 11 項において準用する法第 9 条第 2 項の申請は、<u>指定猟法禁止区域内指定猟法許可申請書(様式第 5 号)</u>により行わなければならない。</p> <p>(鳥獣飼養登録等の申請)</p> <p>第 6 条 法第 19 条第 2 項の申請は、<u>鳥獣飼養登録申請書(様式第 6 号)</u>により行わなければならない。</p> <p>2 法第 19 条第 5 項の申請は、<u>鳥獣飼養登録更新申請書(様式第 7 号)</u>により行わなければならない。</p> <p>(登録鳥獣の譲受け等の届出)</p> <p>第 7 条 法第 20 条第 3 項の届出は、<u>登録鳥獣譲受等届(様式第 8 号)</u>により行わなければならない。</p> <p>(販売禁止鳥獣等の販売許可の申請)</p> <p>第 8 条 法第 24 条第 11 項において準用する法第 19 条第 2 項の申請は、<u>販売禁止鳥獣等販売許可申請書(様式第 9 号)</u>によ</p>	<p>(鳥獣の捕獲等の許可等の申請)</p> <p>第 2 条 法第 9 条第 2 項の申請は、<u>別に定める様式による鳥獣捕獲等許可申請書</u>により行わなければならない。</p> <p>2 法第 9 条第 8 項の申請は、<u>別に定める様式による従事者証交付申請書</u>により行わなければならない。</p> <p>(狩猟免状等の住所等変更の届出)</p> <p>第 3 条 法第 46 条第 1 項若しくは第 61 条第 4 項又は省令第 7 条第 10 項若しくは第 11 項、第 15 条第 6 項、第 20 条第 5 項、第 24 条第 5 項若しくは第 42 条第 5 項の届出は、<u>別に定める様式による狩猟免状等住所等変更届</u>により行わなければならない。</p> <p>(狩猟免状等の亡失の届出及び再交付の申請)</p> <p>第 4 条 省令第 7 条第 12 項若しくは第 13 項、第 15 条第 7 項、第 20 条第 6 項、第 24 条第 6 項、第 42 条第 6 項、第 50 条若しくは第 65 条第 10 項の届出又は法第 9 条第 9 項、第 15 条第 7 項、第 19 条第 6 項、第 24 条第 6 項、第 35 条第 8 項、第 46 条第 2 項若しくは第 61 条第 5 項の申請は、<u>別に定める様式による狩猟免状等亡失届・狩猟免状等再交付申請書</u>により行わなければならない。</p> <p>(指定猟法禁止区域内の指定猟法の許可の申請)</p> <p>第 5 条 法第 15 条第 11 項において準用する法第 9 条第 2 項の申請は、<u>別に定める様式による指定猟法禁止区域内指定猟法許可申請書</u>により行わなければならない。</p> <p>(鳥獣飼養登録等の申請)</p> <p>第 6 条 法第 19 条第 2 項の申請は、<u>別に定める様式による鳥獣飼養登録申請書</u>により行わなければならない。</p> <p>2 法第 19 条第 5 項の申請は、<u>別に定める様式による鳥獣飼養登録更新申請書</u>により行わなければならない。</p> <p>(登録鳥獣の譲受け等の届出)</p> <p>第 7 条 法第 20 条第 3 項の届出は、<u>別に定める様式による登録鳥獣譲受等届</u>により行わなければならない。</p> <p>(販売禁止鳥獣等の販売許可の申請)</p> <p>第 8 条 法第 24 条第 11 項において準用する法第 19 条第 2 項の申請は、<u>別に定める様式による販売禁止鳥獣等販売許可申請</u></p>

<p>り行わなければならない。</p> <p>(特別保護地区内の行為の許可の申請)</p> <p>第10条 法第29条第8項の申請は、特別保護地区内行為許可申請書(様式第10号)により行わなければならない。</p> <p>(銃猟制限区域内の銃猟の承認の申請)</p> <p>第11条 法第35条第4項の申請は、銃猟制限区域内銃猟承認申請書(様式第11号)により行わなければならない。</p> <p>(狩猟免許申請書)</p> <p>第12条 法第41条の申請書は、狩猟免許申請書(様式第12号)によらなければならない。</p> <p>(狩猟免許更新申請書)</p> <p>第13条 法第51条第1項の申請書は、狩猟免許更新申請書(様式第13号)によらなければならない。</p> <p>(狩猟者登録申請書)</p> <p>第14条 法第56条の申請書は、狩猟者登録申請書(様式第14号)によらなければならない。</p> <p>(狩猟者登録変更登録申請書)</p> <p>第15条 法第61条第2項の申請書は、狩猟者登録変更登録申請書(様式第15号)によらなければならない。</p> <p>(猟具の標識)</p> <p>第16条 法第62条第3項の表示は、様式第16号により行わなければならない。</p> <p>(猟区設定の認可の申請)</p> <p>第17条 法第68条第1項の認可を受けようとする者は、猟区設定認可申請書(様式第17号)を提出しなければならない。</p>	<p>書により行わなければならない。</p> <p>(特別保護地区内の行為の許可の申請)</p> <p>第10条 法第29条第8項の申請は、別に定める様式による特別保護地区内行為許可申請書により行わなければならない。</p> <p>(銃猟制限区域内の銃猟の承認の申請)</p> <p>第11条 法第35条第4項の申請は、別に定める様式による銃猟制限区域内銃猟承認申請書により行わなければならない。</p> <p>(狩猟免許申請書)</p> <p>第12条 法第41条の申請書は、別に定める様式による狩猟免許申請書によらなければならない。</p> <p>(狩猟免許更新申請書)</p> <p>第13条 法第51条第1項の申請書は、別に定める様式による狩猟免許更新申請書によらなければならない。</p> <p>(狩猟者登録申請書)</p> <p>第14条 法第56条の申請書は、別に定める様式による狩猟者登録申請書によらなければならない。</p> <p>(狩猟者登録変更登録申請書)</p> <p>第15条 法第61条第2項の申請書は、別に定める様式による狩猟者登録変更登録申請書によらなければならない。</p> <p>(猟具の標識)</p> <p>第16条 法第62条第3項の表示は、別に定める様式により行わなければならない。</p> <p>(猟区設定の認可の申請)</p> <p>第17条 法第68条第1項の認可を受けようとする者は、別に定める様式による猟区設定認可申請書を提出しなければならない。</p>
<p>2 (鳥獣の捕獲等の許可等の申請)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(狩猟免許等の住所等変更の届出)</p> <p>第3条 法第46条第1項若しくは第61条第4項又は省令第7条第10項若しくは第11項、第15条第6項、第20条第5項、第24条第5項若しくは第42条第5項の届出は、別に定める様式による狩猟免許等住所等変更届により行わなければならない。</p> <p>(狩猟免許等の亡失の届出及び再交付の申請)</p>	<p>(鳥獣の捕獲等の許可等の申請)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(対象狩猟鳥獣の捕獲等の承認の申請)</p> <p>第2条の2 法第12条第3項の承認を受けようとする者は、別に定める様式による対象狩猟鳥獣捕獲等承認申請書を提出しなければならない。</p> <p>(狩猟免許等の住所等変更の届出)</p> <p>第3条 法第46条第1項若しくは第61条第4項又は省令第7条第11項若しくは第12項、第11条の2第9項、第15条第6項、第20条第5項、第24条第5項若しくは第42条第5項の届出は、別に定める様式による狩猟免許等住所等変更届により行わなければならない。</p> <p>(狩猟免許等の亡失の届出及び再交付の申請)</p>

<p>第4条 省令第7条第12項若しくは第13項、第15条第7項、第20条第6項、第24条第6項、第42条第6項、第50条若しくは第65条第10項の届出又は法第9条第9項、第15条第7項、第19条第6項、第24条第6項、第35条第8項、第46条第2項若しくは第61条第5項の申請は、別に定める様式による狩猟免許等亡失届・狩猟免許等再交付申請書により行わなければならない。</p>	<p>第4条 省令第7条第13項若しくは第14項、第11条の2第10項、第15条第7項、第20条第6項、第24条第6項、第42条第6項、第50条若しくは第65条第10項の届出又は法第9条第9項、第15条第7項、第19条第6項、第24条第6項、第35条第8項、第46条第2項若しくは第61条第5項若しくは省令第11条の2第7項の申請は、別に定める様式による狩猟免許等亡失届・狩猟免許等再交付申請書により行わなければならない。</p>
<p>(<u>銃猟制限区域内の銃猟の承認の申請</u>)</p>	<p>(<u>特定猟具使用制限区域内の承認対象捕獲等の承認の申請</u>)</p>
<p>第11条 法第35条第4項の申請は、別に定める様式による<u>銃猟制限区域内銃猟承認申請書</u>により行わなければならない。</p>	<p>第11条 法第35条第4項の申請は、別に定める様式による<u>特定猟具使用制限区域内承認対象捕獲等承認申請書</u>により行わなければならない。</p>
<p>(公聴会)</p>	<p>(公聴会)</p>
<p>第18条 知事は、法第7条第4項（<u>法第12条第5項及び第14条第3項</u>において準用する場合を含む。）又は第28条第6項（法第29条第4項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公示するとともに、当該案件に関し意見を聴く必要があると認めた者（以下この条において「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。</p>	<p>第18条 知事は、法第7条第4項（<u>法第12条第6項及び第14条第4項</u>において準用する場合を含む。）又は第28条第6項（法第29条第4項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公示するとともに、当該案件に関し意見を聴く必要があると認めた者（以下この条において「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。</p>
<p>2～11 [略]</p>	<p>2～11 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号から様式第17号までを削る。

附 則

- この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同月16日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定により知事又は所管する広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局長に提出されている申請書等は、この規則による改正後の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定による申請書等とみなす。